

共通仕様書

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
- (3) 機器や付帯設備等の設置及び撤去に要する費用はすべて設置業者の負担とする。
- (4) 災害発生時、笠松町が飲料の提供が必要と判断した場合には、自動販売機内の飲料を無償で提供すること。(物件番号1、2-1、2-2、3、4のみ対象で、別途協定書等を締結し、運用するものとする。)
- (5) 貸付面積はすべての物件において、別紙「施設情報及び設置位置図」に指定する箇所 1.50 m^2 分とし、自動販売機本体と回収ボックスを隣接して設置するものとする。詳細な設置位置については事前に施設管理担当と協議の上、決定する。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売は行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。なお、具体的な商品構成については、事前に施設管理者へ提示し、承諾を得ること。
- (2) 販売価格は標準販売価格(定価)以下とすること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で回収し、リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、笠松町の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (7) 1(4)に該当する自動販売機については、災害救助ベンダー型自動販売機である旨を本体前面に記載し、発注者へ使用マニュアルを提供すること。

4 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 4月から3月の年度売上実績報告を毎年4月に書面にて発注者まで提出すること。報告書には、同価格の商品ごとに月別の売上本数を記載することとする。
- (3) その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、受注者・発注者協議の上、これに対処するものとする。